

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行った件 八
  - 保安林の指定を解除する予定である件二件 八
  - 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件 八
  - 道路の区域を変更する件 二〇
  - 道路の供用を開始する件 二二
  - 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 二二

## 告 示

### 福島県告示第十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和六年十一月十四日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関して、令和六年十二月二十四日付けで次のとおり裁定した。

令和七年一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積  
所在 二本松市原セ山口 地番 地目 面積（平方メートル）  
二九六番 田 二、〇四六
- 二 利用権の内容  
水稻の栽培で利用
- 三 利用権の始期及び存続期間  
1 始期 令和七年四月一日

2 存続期間 一〇年

四 農地の所有者等の情報

丹野 満（亡）

五 借賃に相当する補償金の額 七三、八四〇円

六 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに福島県方法務局に補償金を供託すること。

（農村振興課）

### 福島県告示第十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和七年一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市平中平窪字後川原四七のチ、小川町西小川字豊田三〇の一、字平田二六、三三、三四の一、三四の二
- 二 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

（森林保全課）

### 福島県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和七年一月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市平下神谷字前沢帯六の一、七、九のイ、一〇から一三、字沢帯一五七、一五八
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

（森林保全課）

### 福島県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林

水産大臣から通知があった。  
令和七年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 1 郡山市熱海町石筵字中鷲一の三
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 1 郡山市熱海町高玉字小松倉三の一、三の三、三の四
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 1 郡山市熱海町高玉字小松倉三の一、三の三、三の四
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 1 郡山市熱海町安子島字鞍手山九、字桜橋三の二、三の五から三の七
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鞍手山九、字桜橋三の二、三の六、三の七
      - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 1 郡山市熱海町安子島字真弓山四の三、五の二八、六の一、字蓬山七の三、八の三
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 1 郡山市熱海町中山字尾畑沢一の一
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度
      - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - (一) 立木の伐採の限度
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 郡山市熱海町中山字中丸三  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡山市湖南町中野字高石六六〇九  
保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法  
(一) 立木の伐採種は、定めない。  
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字高石六六〇九(次の図に示す部分に限る。)  
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡山市湖南町館字登以ノ入二六四四の一八、二六四四の三〇  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡山市湖南町赤津字西岐二八〇一の七

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法  
(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡山市湖南町中野字三ツ釜六六〇一の一  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法  
(一) 立木の伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 十二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡山市中田町柳橋字前ノ内六六一から六六三、六六五  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林保全課)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一八号	東白川郡棚倉町大字板橋字西坪四五番地先から 同 郡同 町大字板橋字古畑三六番一地先まで	一一・七〇	一一・四〇	一一・四〇 二六・四〇	三四〇・〇
		二六・四〇	二六・四〇		

(道路計画課)

福島県告示第二十号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和七年一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一八号	東白川郡棚倉町大字板橋字西坪四五番地先から 同 郡同 町大字板橋字西坪三六番一地先まで	令和七年一月十四日

(道路計画課)

福島県告示第二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和七年一月十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 千仏屋敷
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する一点から三点までを順次結んだ線及び三点から急傾斜地崩壊危険区域として指定する件（平成十四年福島県告示第九十四号）で指定した境界線（標柱四号から標柱三号までを結んだ線）に沿って一点に至る線に囲まれた土地の区域  
喜多方市山都町早稲谷字千佛屋敷  
二千三百番 一点  
北緯三七度四一分三八秒九七一九  
東経一三九度四五分四七秒五八一二  
二千三百二番一 二点  
北緯三七度四一分三八秒七二二三  
東経一三九度四五分四八秒八五六六  
二千三百三番 三点  
北緯三七度四一分三七秒九四二四  
東経一三九度四五分四九秒三四二二

(砂防課)